

入会申込手続きについて(WEB版)

社団法人日本超音波医学会

この度は、本会の入会申込書をご請求いただきまして誠にありがとうございます。つきましては、以下の要領に従って申込書にご記入の上、本会宛にお送りください。また同時に、入会金および会費を下記の郵便振替用紙により納入（本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日まで）してください。入会登録は会費納入を含む入会申込手続きが完了した後、会員資格審査担当理事の審査を経て、理事会において承認されます。

また、入会申込は随時受付けておりますが、1～3月の入会は取り扱っておりませんので、この時期に申請された方は翌年度4月入会扱いとなります。

なお、それ以前の申請で翌年度の4月1日からの入会希望は、必ず「翌年度から入会希望」と入会申込書・郵便振替用紙に明記してください。

本会認定資格である超音波専門医及び超音波検査士の受験をお考えの方は、前画面（入会する）の「4. 認定資格について」に記載してあります「受験可能入会年月日」一覧をご確認ください。

記

郵便振替口座：00130-8-93294

加入者名：社団法人日本超音波医学会

以上

申込書の記入要領

- 申込書はそのまま会員原簿となりますので、黒インク（ボールペン可）を用い、申込書太線枠の内側の項目に楷書ではっきりと記入してください。記入に不備もしくは漏れがある場合には入会手続きが遅れることもありますのでご注意ください。
- 生年月日、卒業・修了年は西暦表示とし、郵便番号、電話番号の数字は算用数字を用いてください。なお、電話番号は市外局番から記入してください。
- 勤務先は、大学は学部、学科名まで、病院は正式名称で所属まで、会社等は部・課まで記入してください。
- 学歴は最終卒業学校名、卒業年月（西暦表示）を記入してください。在学中の方は在学学校名、在学学年を記入してください。卒業予定年度をご記入ください。
- 医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、准看護師の方は免許番号を必ず記入してください。また、博士号をお持ちの方はその種別を記入してください。
- 性別、郵便物送付先については、該当するものを○で囲んでください。
- 学生会員としての会員歴は専門医及び検査士認定試験受験時における受験資格としての「会員歴」には換算されませんのでご了承ください。また、卒業が決定いたしましたら速やかに事務局へご連絡ください。
- 学会誌（和文誌「超音波医学」年6冊・英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」年4冊及び「学術集会抄録号」年1冊）は入会書類審査後に発行されたものから配布いたします。
- 会員種別は以下の表のとおりになります。

正会員	1. 大学医学部医学科・歯学部歯学科・獣医学課程又は薬学部を卒業した者 2. 大学学部において理工学系の課程を卒業した者
準会員	1. 正会員に該当する課程以外の大学学部を卒業した者及びそれと同等の資格を有する者 2. 臨床検査技師・診療放射線技師・看護師・准看護師のうち、いずれかの免許を有する者
学生会員	1. 大学学部 ^に 在学中の者 2. 大学院修士課程に在学中の者（博士課程は除く）

- 入会金および年会費は同封の規則をご熟読の上、下表の該当する会員種別の合計金額を同封の郵便振替用紙によりお振り込みください。また、受領印押印の払込票の写しを入会申込書の裏面に必ず貼付してください。

会員種別	入会金	会費	合計
正会員	2,000	13,000	15,000
準会員	1,500	10,000	11,500
学生会員	1,000	3,500	4,500

(注1) 準会員で英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」の送付を辞退する方には、年会費を3,000円免除しますので、年会費7,000円と入会金1,500円の計8,500円を振り込んでください。

(注2) 英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」の送付辞退は準会員のみ適応となります。

(注3) 既納の入会金及び年会費は定款第7条にありますようにいかなる理由があっても返還できません。

(注4) 超音波検査士の資格を取得している方は、必ず検査士No (RMS) をご記入下さい。理事会承認後に、認定カード（バーコード付）を発送いたします。

社団法人日本超音波医学会定款(抜粋)

(昭和62年6月15日制定)

(平成19年7月17日変更)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本超音波医学会(英文名 The Japan Society of Ultrasonics in Medicine) (以下「本会」という。) という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区神田淡路町2丁目23番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、超音波医学に関する学理及び応用の研究についての発表、知識の交換、情報の提供等を行うことにより、超音波医学及びその関連学問領域の進歩普及を図り、もって我が国における学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学術集会、学術講演会等の開催
- 二 会誌の発行
- 三 調査・研究及び教育・啓蒙
- 四 学会認定医及び学会認定検査士の認定
- 五 内外の関連学術団体との連絡及び協力
- 六 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

一 正会員

超音波医学に関する学識経験者で、本会の目的に賛同して入会した者

二 準会員

超音波医学に関心を有する者で、本会の目的に賛同して入会した者

(学生会員を除く)

三 学生会員

超音波医学に関する学術を専攻するために大学の学部若しくは大学院修士課程又はその他関連教育機関に在学中の学生で、本会の目的に賛同して入会した者

四 賛助会員

本会の行う事業を賛助する団体又は個人で、本会の目的に賛同して入会した者

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、次条に定める入会金及び当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員として総会の承認を得た者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 入会金及び会費に関する規定は、総会の議決を経て別に定める。
2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会誌の配布等)

第8条 会員には、本会が刊行する会誌を配布する。

- 2 会員は、本会が催す各種の事業に優先参加することができる。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は法人である会員が解散したとき。
- 三 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において社員現在数の3分の2以上の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 会費を1年以上滞納したとき。
- 二 本会の会員としての義務に違反したとき。
- 三 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき。

社団法人日本超音波医学会会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則

(昭和61年5月8日制定)

(平成21年8月21日改正)

(目 的)

第1条 会員の種別、入退会、会費等の取扱いは、定款第3章に定めるもののほか、この規則による。

(会員の種別)

第2条 定款第5条第1号で規定する正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学医学部医学科、歯学部歯学科、獣医学課程又は薬学部を卒業した者
- 二 大学学部において理工学系の課程を卒業した者

第3条 定款第5条第2号で規定する準会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第2条に定める課程以外の大学を卒業した者及びそれと同等の資格を有する者
- 二 臨床検査技師、診療放射線技師及び看護師・准看護師の資格を有する者

第4条 定款第5条第3号で規定する学生会員だった者が第2条及び第3条の資格に達し、会員継続の意志がある場合は、正会員、もしくは準会員に種別変更手続きを行わなければならない。

- 2 学生会員で、資格を失った者は退会とする。

第5条 定款第5条第4号で規定する賛助会員のうち、5口以上の会費を納入する者は、理事会の承認により、特別賛助会員と称することができる。

(入 会)

第6条 本学会の正会員、準会員、学生会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込手続きを行い、入会金及び当該年度の会費を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 2 入会金は、次のとおりとする。ただし、賛助会員については、入会金を納めることを要しない。

- 一 正 会 員 2,000円
- 二 準 会 員 1,500円
- 三 学生会員 1,000円

- 3 入会の承認は、会員資格審査担当理事の議を経て、理事会において行う。

社団法人日本超音波医学会会費規則

(平成 4年11月5日制定)

(平成 14年9月20日改正)

4 理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込手続きに添えて提出された入会金及び当該年度の会費は、これを返還する。

第7条 会費滞納の理由により除名された者が再入会しようとする場合には、所定の入会申込手続きを要するほか、滞納期間中の会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会費を滞納中の会員が退会しようとする場合、滞納中の会費を納入しなければ、退会は認められない。

2 退会した会員のうち当該年度内において会員継続の意思表示が確認された場合は、それを認める。

(会費の納入)

第9条 会費(会誌購読料を含む)は、毎年度分(4月から翌年3月まで)を当該年度の5月末日までに納入しなければならない。

第10条 会員の種別の変更を希望する者は、種別変更届けを理事長宛に提出し、会員資格審査担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。ただし、種別の変更は新年度開始日とし、変更後の会費を適応する。

第11条 会費の滞納が5か月以上におよぶときは、会員の権利を一時停止する。会費を納入した場合でも、滞納期間中の会誌は配布を受けられないことがある。

(在外の会員)

第12条 在外の会員は、郵送料等の必要経費を、会費と別に納入しなければならない。納入金額は、理事会がこれを定める。

(改 廢)

第13条 この規則の改廢は、規約担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 第2条の規定にかかわらず、昭和61年5月8日現在で正会員である者は、ひきつづき正会員とする。
- 2 この規則は、昭和61年5月8日から施行する。
- 3 この規則は、平成11年11月19日から施行する。
- 4 第2条の規定にかかわらず、平成14年9月20日現在で正会員である者は、ひきつづき正会員とすることができる。
- 5 第3条の規定にかかわらず、平成14年9月20日現在で準会員である者は、ひきつづき準会員とする。
- 6 この規則の改正は、平成14年9月20日から施行する。
- 7 この規則の改正は、平成19年7月17日から施行する。
- 8 この規則の改正は、平成21年8月21日から施行する。

第1条 本会の会費については、本会の定款第7条に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本会の会費は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|------------------|
| 一 正 会 員 年額 | 13,000 円 |
| 二 準 会 員 年額 | 10,000 円 |
| 三 学生会員 年額 | 3,500 円 |
| 四 賛助会員 年額 | 1口 40,000 円 2口以上 |

第3条 会費の納入は、本会会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則第12条、第13条及び第14条による。

第4条 この規則の改廢は、第2条の規定を除くほかは、規約担当理事の発議に基づき、理事会の承認を得なければならない。

2 第2条の規定の変更は、理事会及び総会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、平成4年11月5日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成8年6月6日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

定款第8条第1項の規定にかかわらず、英文誌の送付を辞退する準会員の会費は、3,000 円を免除する。

附 則

この規則の改正は、平成14年9月20日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

入会申込書類の送付先：

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-23-1

お茶の水センタービル6階
社団法人日本超音波医学会

(20090821)